

メール送付のみ

事務連絡  
令和7年12月26日

都道府県トラック協会  
専務理事 殿

公益社団法人 全日本トラック協会  
専務理事 松崎宏則

### 国土交通省「トラック運送業における下請・荷主適正取引推進ガイドライン」 の改訂について

平素は当協会の業務運営に格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、国土交通省では令和4年12月に一部改訂した標記「トラック運送業における下請・荷主適正取引推進ガイドライン」について、令和7年4月の改正貨物自動車運送事業法の施行並びに令和8年1月1日に施行される「中小受託取引適正化法」(略称:取適法)及び「受託中小企業振興法」(略称:振興法)の内容を反映したガイドラインを改訂・公表しました。今回の改訂に伴い、タイトルも変更され「トラック運送業における適正取引推進ガイドライン」となりました。

つきましては、本ガイドラインについて、貴協会会報誌及びホームページ等により会員事業者に対し、周知いただきますようよろしくお願い申し上げます。

なお、印刷物については、来年1月以降、本ガイドライン及び今後改訂、公表を予定している「トラック運送業における適正取引推進、生産性向上及び長時間労働抑制に向けた自主行動計画」、並びに取適法や振興法などをまとめた冊子の作成を検討しており、別途改めて印刷希望部数を調査させていただくことを申し添えます。

#### <添付資料>

- ・「トラック運送業における下請・荷主取引推進ガイドライン」の改訂のポイント
- ・「トラック運送業における適正取引推進ガイドライン」(令和7年12月11日改訂)

◇本件お問い合わせ先

公益社団法人全日本トラック協会 企画部  
電話: 03-3354-1037